第二十一条第四項第一号及び第二号中「（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第三号中「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

別表第一を次のように改める。

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用
			洪水を分流させる施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	放水路の存在及び供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質　粉じん等	○			
		大気質　騒音	○			
		大気質　振動	○			
	水環境	水質　土砂による水の濁り				○
		地下水の水質及び水位　地下水の塩素イオン濃度				○
		地下水の水位				○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質　重要な地形及び地質				○
		地盤　地下水の水位の低下による地盤沈下				○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○			○
	植物	重要な種及び群落	○			○
	生態系	地域を特徴づける生態系	○			○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※○			

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ　土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。

ロ　土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行う。

ハ　盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。

ニ　堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。

ホ　当該放水路を洪水調節の用に供する。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。